

第22期第16回筑前海区漁業調整委員会次第

- 1 日 時 令和5年4月18日（火） 公聴会終了後～
- 2 場 所 福岡県水産会館5階 大研修室
- 3 議 題
 - (1) 筑前海区における共同漁業、区画漁業及び定置漁業の漁場計画について
(答申) 資料1
 - (2) 福岡県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
資料2
 - (3) 令和5年上期土石採取計画変更について（協議）
資料3
 - (4) 潜水器漁業の新規着業について（協議）
資料4
 - (5) 第22期第3回響灘連合海区漁業調整委員会について（報告）
資料5
 - (6) 第22期第2回福岡県連合海区漁業調整委員会について（報告）
資料6
 - (7) 第42回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）
資料7
 - (8) その他

資 料 1
(22期16回筑前漁調委)
(令和5年4月18日)

筑前海区漁場計画（案）

令和5年4月

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

漁業の名称及び件数

(1) 共同漁業権

第1種共同漁業権	21件
第2種共同漁業権	21件
第3種共同漁業権	10件

項目	内容
免許（公示）番号	別紙一覧表①のとおり
免許の内容たるべき事項	
漁業種類、漁業の名称及び漁業時期等	別紙一覧表①のとおり
漁場の位置等	別紙図面のとおり（筑共第12号漁場内で除外区域を追加した以外は従前通り。）
関係地区	別紙一覧表①のとおり
存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
免許予定日	令和5年9月1日

(2) 区画漁業権

第1種区画漁業

のり養殖業	4件	わかめ養殖業	13件
魚類養殖業	4件	かき養殖業	14件
わかめ・あかもく養殖業	1件	あわび養殖業	1件
ふともずく養殖業	2件	わかめ・ふともずく養殖業	1件
こんぶ養殖業	1件	真珠母貝養殖業	7件
真珠養殖業	1件	かき・魚類養殖業	3件
かき・わかめ養殖業	1件	あかもく養殖業	3件
うに養殖業	1件		

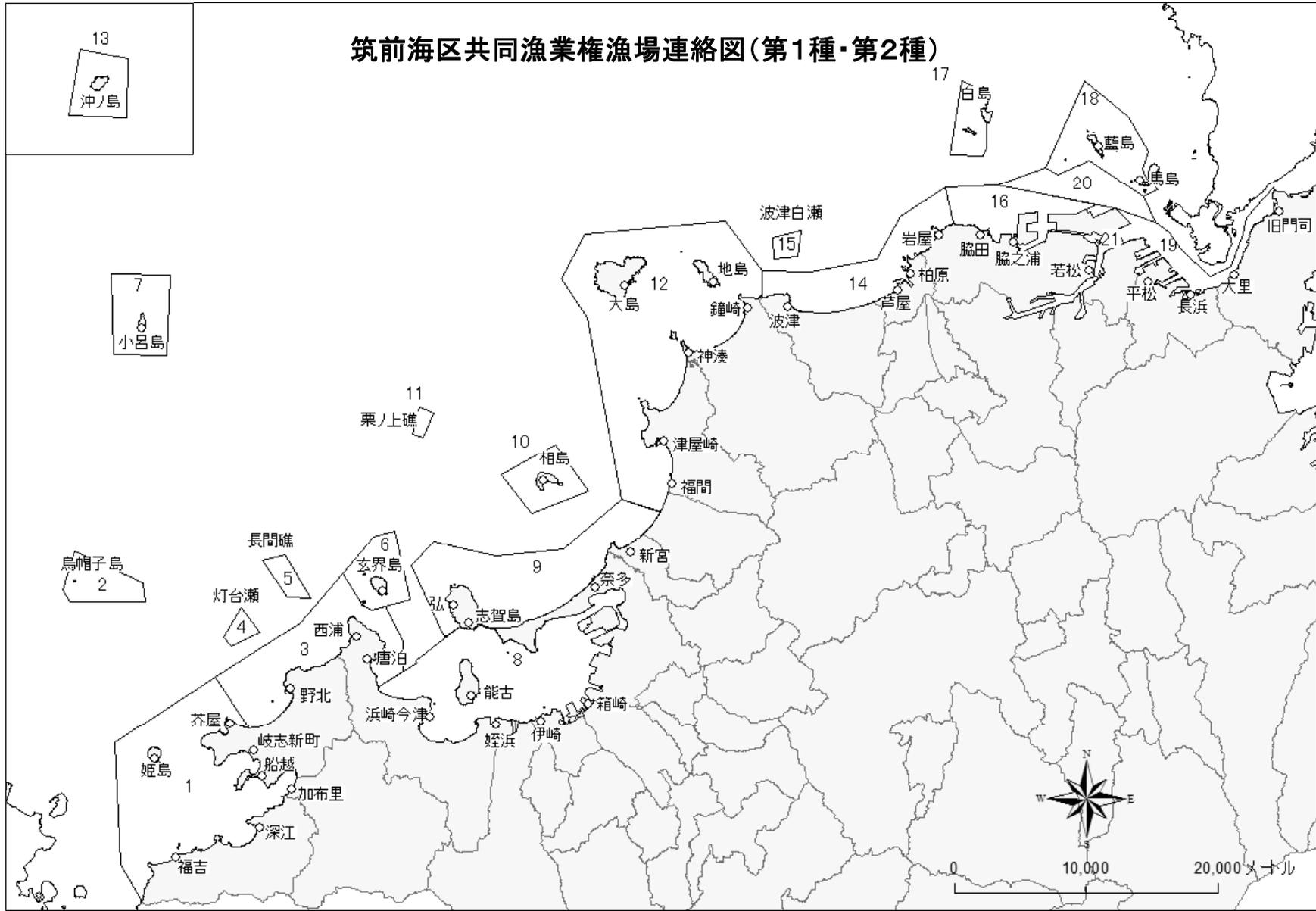
項目	内容
免許（公示）番号	別紙一覧表②のとおり
免許の内容たるべき事項	
漁業種類、漁業の名称及び漁業時期等	別紙一覧表②のとおり
漁場の位置等	別紙図面のとおり
関係地区	免許予定漁業協同組合等の地区とする
存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
免許予定日	令和5年9月1日

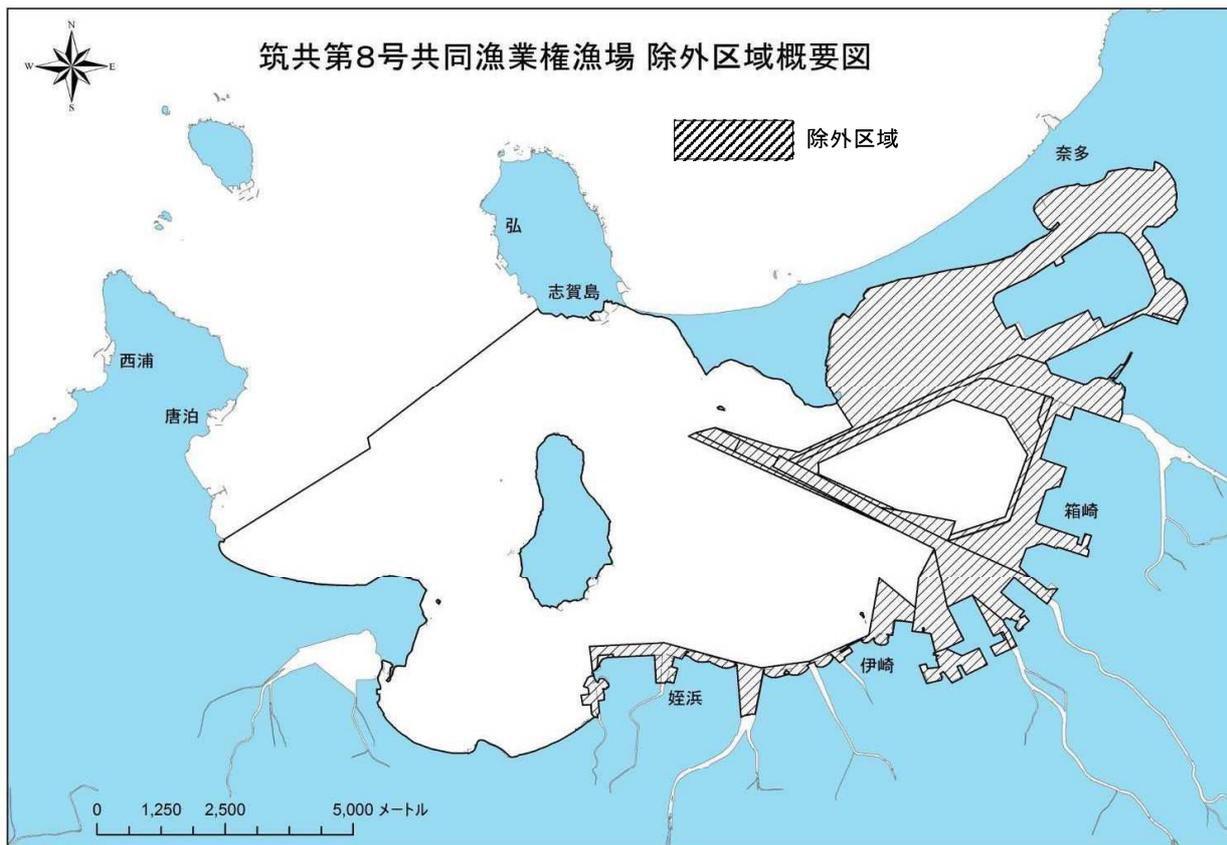
(3) 定置漁業権

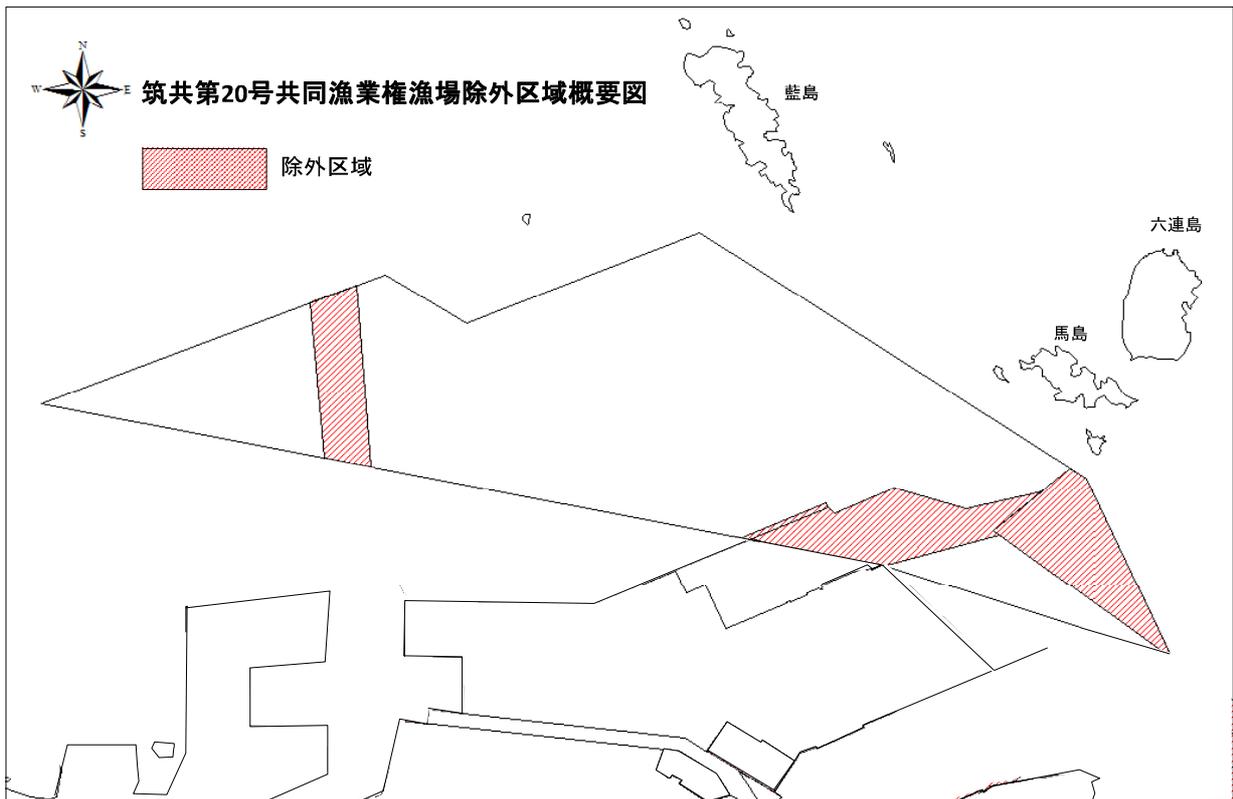
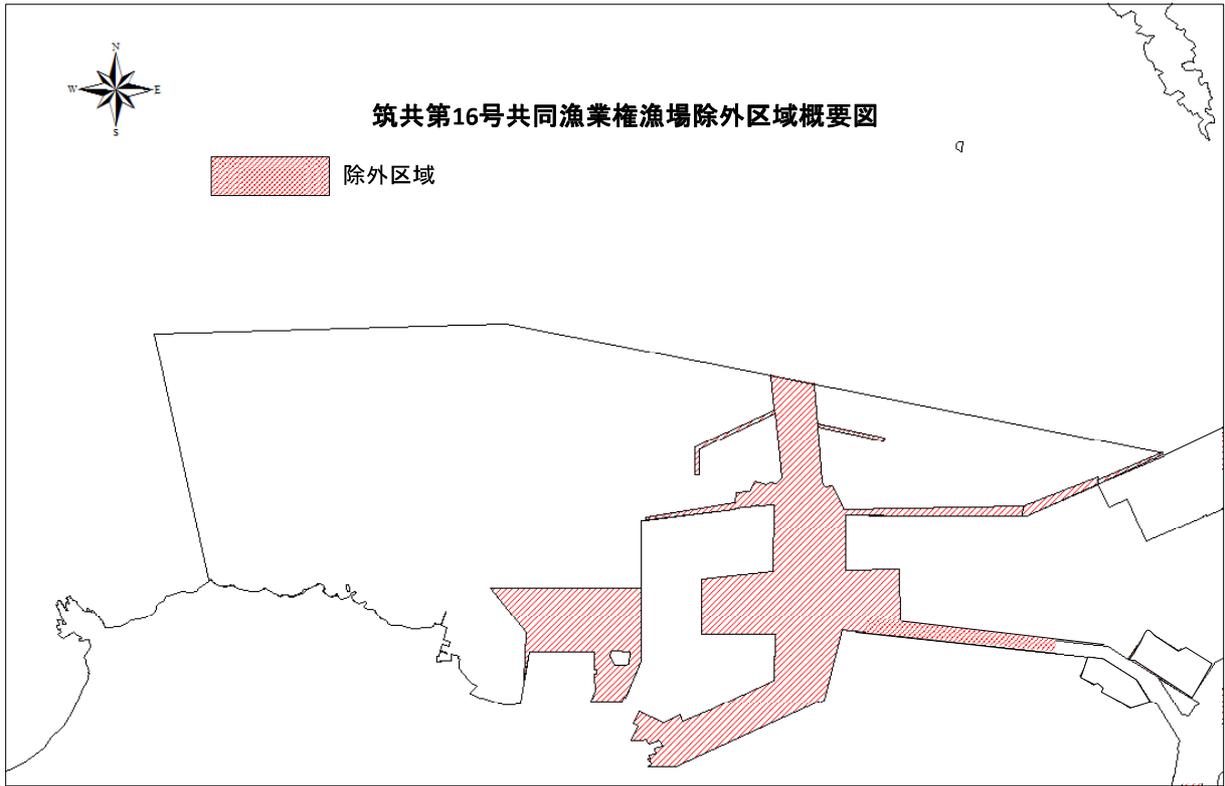
定置漁業権 2件

項目	内容
免許（公示）番号	筑定第1号及び筑定第2号
免許の内容たるべき事項	
漁業種類、漁業の名称	雑魚定置網漁業
及び漁業時期等	1月1日から12月31日まで
漁場の位置等	別紙図面のとおり
関係地区	福岡市小呂島
存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
免許予定日	令和5年9月1日

筑前海区共同漁業権漁場連絡図(第1種・第2種)



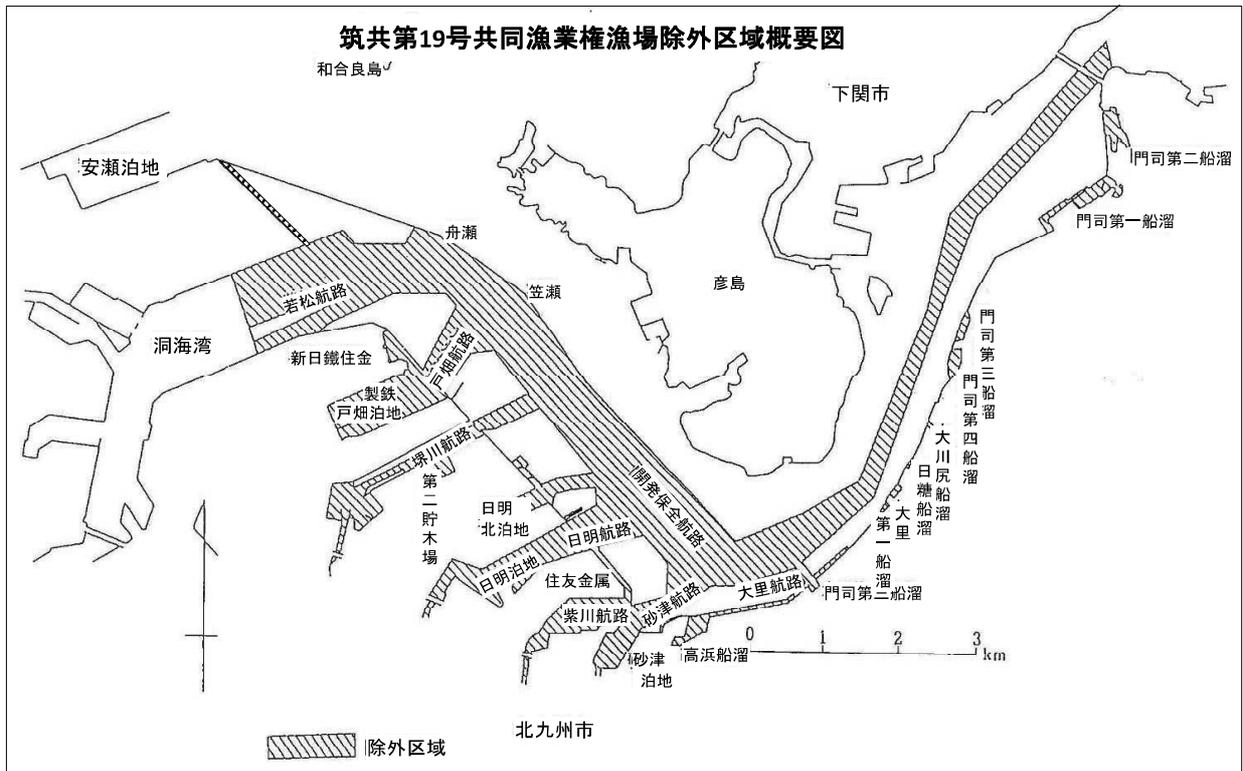




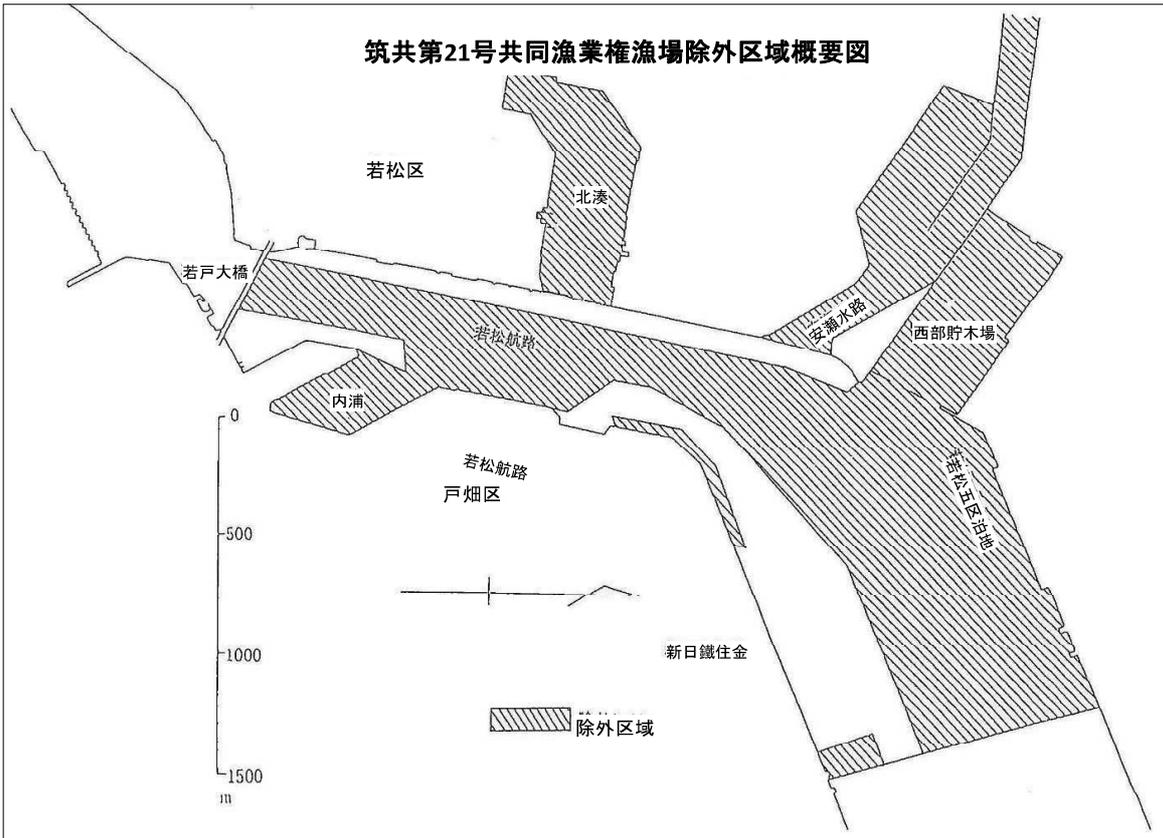
筑共第14号共同漁業権漁場除外区域概要図



筑共第19号共同漁業権漁場除外区域概要図

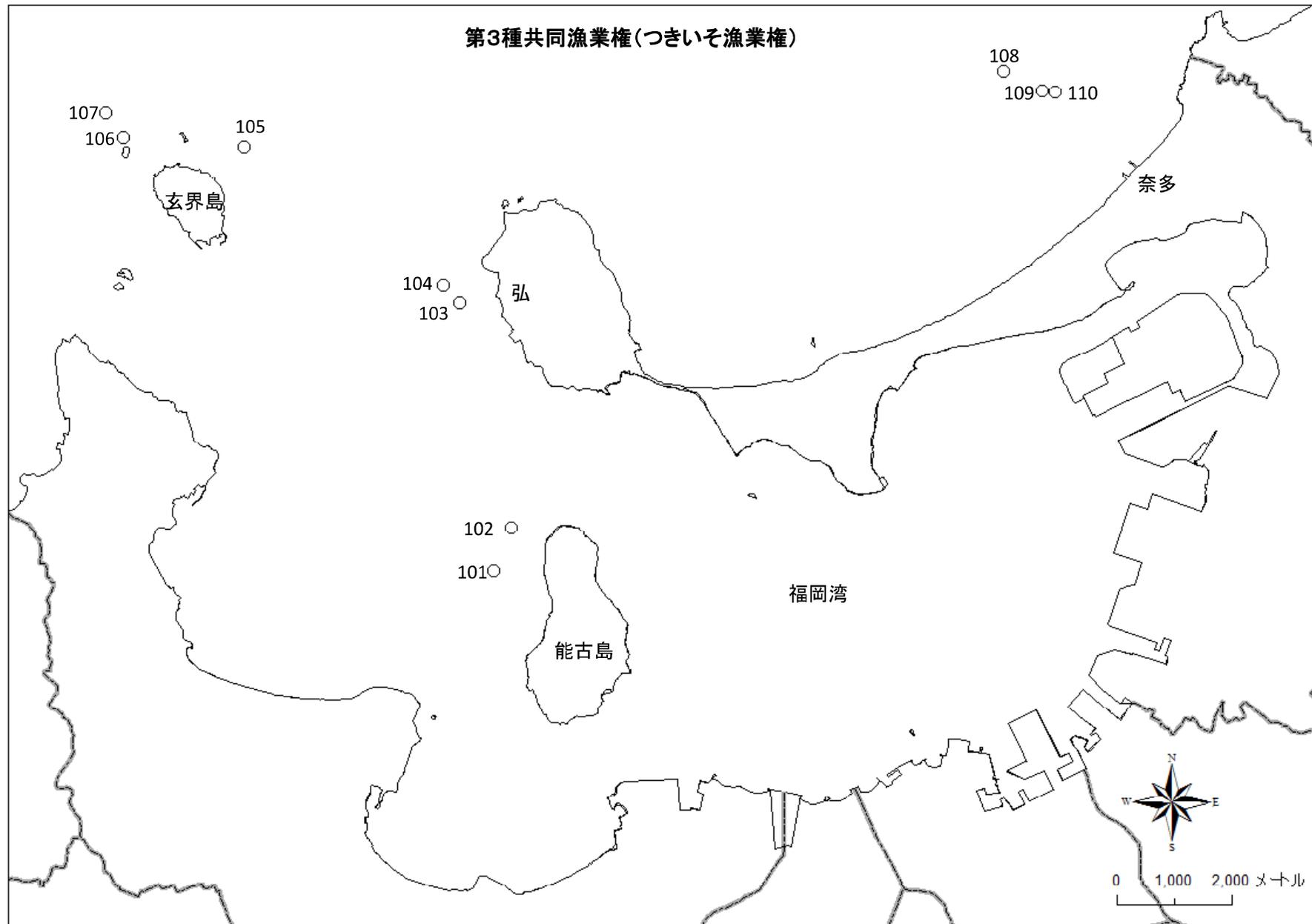


筑共第21号共同漁業権漁場除外区域概要図



第3種共同漁業権(つきいそ漁業)

免許番号 (筑共)	関係地区	現在の漁業権者 漁業協同組合(支所)	漁業時期 1/1~12/31	漁場の位置
101	福岡市西区能古	福岡市(能古)	○	象瀬頂上から真方位298° 33'、250mの点を中心とした半径100m以内の区域
102			○	象瀬頂上から真方位4° 48'、880mの点を中心とした半径100m以内の区域
103	福岡市東区大字勝馬 及び同字弘	福岡市(弘)	○	弘漁港北防波堤に設置した標柱から真方位297° 17'、820mの点を中心とした半径100m以内の区域
104			○	弘漁港北防波堤に設置した標柱から真方位303°、1220mの点を中心とした半径100m以内の区域
105	福岡市西区玄界島	福岡市(玄界島)	○	玄界島灯台より真方位42.3°、875mの点を中心とした半径100m以内の区域
106			○	玄界島灯台より真方位298°、1700mの点を中心とした半径100m以内の区域
107			○	玄界島灯台より真方位304°、2175mの点を中心とした半径100m以内の区域
108	福岡市東区奈多	福岡市(奈多)	○	志賀島漁港北防波堤灯台より真方位50°、7825mの点を中心とした半径100m以内の区域
109			○	志賀島漁港北防波堤灯台より真方位55°、8150mの点を中心とした半径100m以内の区域
110			○	志賀島漁港北防波堤灯台より真方位56°、8325mの点を中心とした半径100m以内の区域



区画漁業権(漁業種類:第1種区画漁業権)の内容

別紙一覧表②

免許番号(筑区)	団体・個別	類似・新規	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	備考
1号	団体	類似	のり養殖業	9/1-4/30	糸島市加布里地先	糸島(加布里)	
2号	団体	類似	のり養殖業	10/1-3/31	福岡市西区姪浜小戸地先	福岡市(姪浜)	
3号	団体	類似	のり養殖業	10/1-3/31	福岡市西区室見川沖	福岡市(姪浜)	
4号	団体	新規	のり養殖業	10/1-3/31	糸島市加布里漁港西側	糸島(加布里)	新規漁業権
101号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈鹿家地先	糸島(福吉)	
102号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈片山大崎内	糸島(深江)	
103号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈片山大崎南	糸島(深江)	
104号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)	
105号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)	
106号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区弘地先	福岡市(弘)	
107号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区勝馬地先	福岡市(弘)	
108号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)	
109号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福津市津屋崎新川地先	宗像(津屋崎)	かき・わかめ養殖に移行
110号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	北九州市小倉北区馬島地先	北九州市(馬島)	削除
111号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	北九州市小倉北区馬島地先	北九州市(馬島)	削除
112号109号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	北九州市門司区大里地先	北九州市(大里)	
113号110号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区箱崎地先	福岡市(箱崎)	
114号111号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈吉井地先	糸島(福吉)	
115号112号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)	
113号	団体	新規	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈片山大崎地先	糸島(深江)	新規漁業権

区画漁業権(漁業種類:第1種区画漁業権)の内容

別紙一覧表②

免許番号(筑区)	団体・個別	類似・新規	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	備考
201号	団体	—	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)	かき・魚類養殖に移行
202号201号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市大島避難港南	宗像(大島)	
203号202号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市鐘崎地先	宗像(鐘崎)	
204号203号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市大島地先	宗像(大島)	
205号204号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市姫島地先	糸島(姫島)	
301号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市二丈松末地先	糸島(加布里)	
302号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)	
303号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)	
304号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩野北地先	糸島(野北)	
305号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)	
306号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)	
307号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市西区能古地先	福岡市(能古)	
308号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)	
309号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市(脇之浦)	
310号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福津市津屋崎地先	宗像(津屋崎)	
311号	個別	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市西区宮浦地先	福岡市(唐泊)	
312号	個別	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市西区宮浦地先	福岡市(唐泊)	
313号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市二丈深江地先	糸島(深江)	
314号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市(脇之浦)	
401号	団体	類似	わかめ・あかもく養殖業	10/1-6/30	宗像市大島避難港南	宗像(大島)	漁業時期変更

区画漁業権(漁業種類:第1種区画漁業権)の内容

別紙一覧表②

免許番号(筑区)	団体・個別	類似・新規	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	備考
501号	団体	類似	あわび養殖業	1/1-12/31	福岡市西区玄界島地先	福岡市(玄界島)	
601号	団体	類似	ふともずく養殖業	12/1-6/15	宗像市地島地先	宗像(地島)	
602号	団体	類似	ふともずく養殖業	12/1-6/15	宗像市地島地先	宗像(地島)	
701号	団体	類似	わかめふともずく養殖業	10/1-6/15	糸島市志摩芥屋地先	糸島(芥屋)	
801号	団体	類似	こんぶ養殖業	10/1-5/31	糸島市志摩芥屋地先	糸島(芥屋)	
901号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
902号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
903号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
904号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
905号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
906号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
907号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
1001号	団体	新規	真珠養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
1101号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市鐘崎地先	宗像(鐘崎)	
1102号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市地島豊岡地先	宗像(地島)	
1103号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市二丈吉井地先	糸島(福吉)	
1104号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)	旧筑区201号
1201号	団体	類似	かき・わかめ養殖業	1/1-12/31	福津市津屋崎新川地先	宗像(津屋崎)	旧筑区109号
1301号	団体	新規	あかもく養殖業	10/1-6/30	糸島市二丈吉井地先	糸島(福吉)	新規漁業権
1302号	団体	新規	あかもく養殖業	10/1-6/30	糸島市二丈鹿家地先	糸島(福吉)	新規漁業権

区画漁業権(漁業種類:第1種区画漁業権)の内容

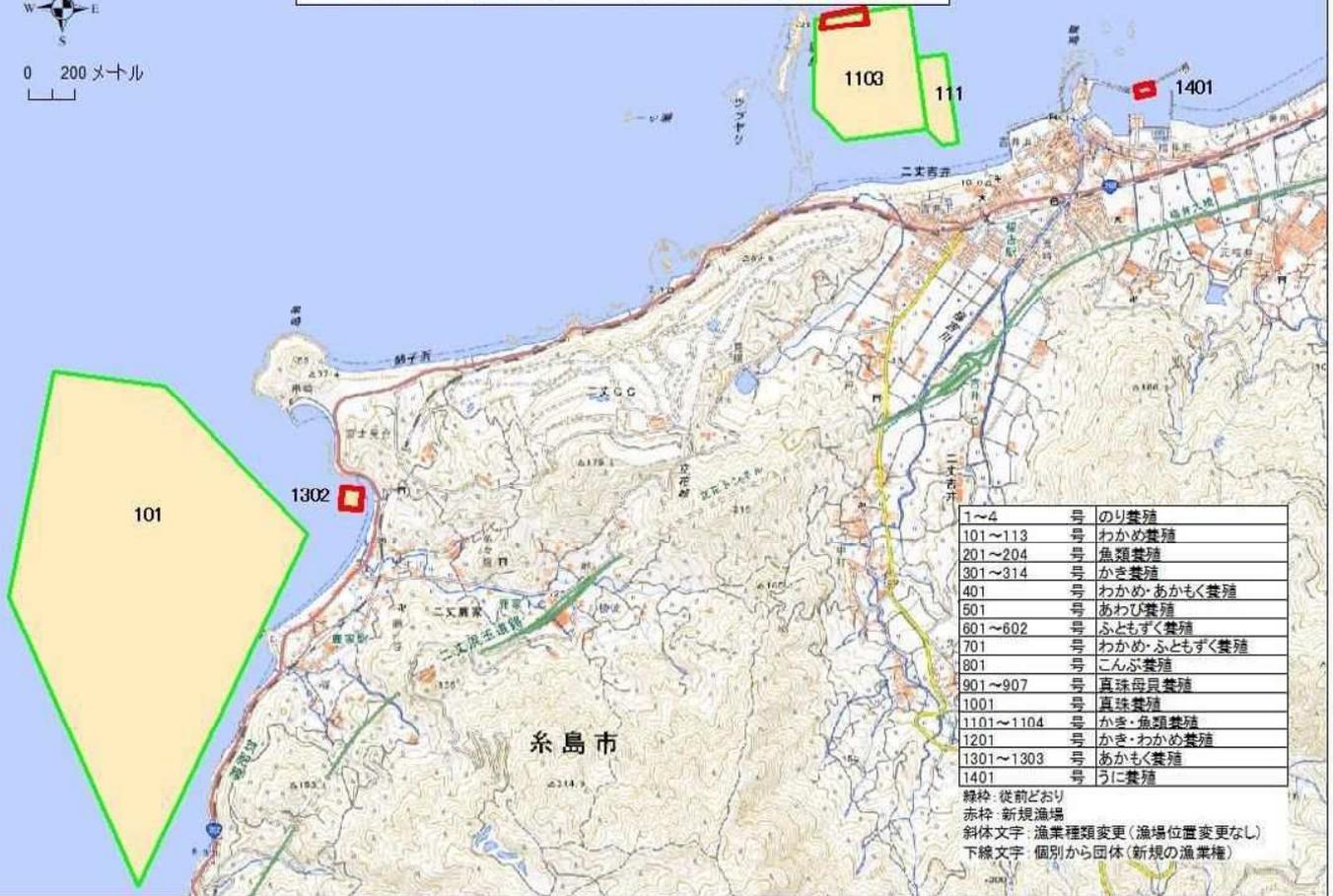
別紙一覧表②

免許番号(筑区)	団体・ 個別	類似・ 新規	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	備考
1303号	団体	新規	あかもく養殖業	10/1-6/30	糸島市志摩野北地先	糸島(野北)	新規漁業権
1401号	団体	新規	うに養殖業	1/1-12/31	糸島市二丈福井地先	糸島(福吉)	新規漁業権

区画漁業権漁場連絡図(糸島(福吉))



0 200メートル



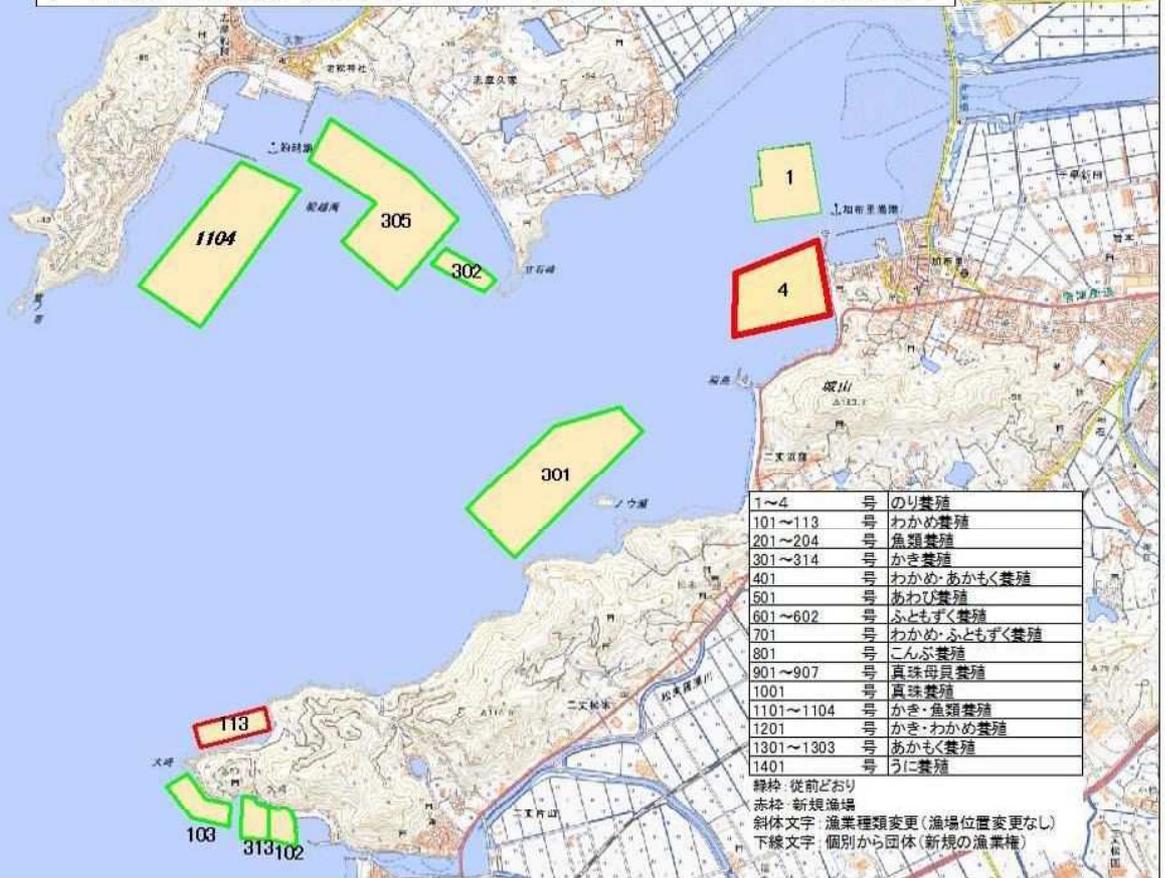
1~4	号	のり養殖
101~113	号	わかめ養殖
201~204	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふともずく養殖
701	号	わかめ・ふともずく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1104	号	かき・魚類養殖
1201	号	かき・わかめ養殖
1301~1303	号	あかもく養殖
1401	号	うに養殖

緑枠: 従前どおり
赤枠: 新規漁場
斜体文字: 漁業種類変更(漁場位置変更なし)
下線文字: 個別から団体(新規の漁業権)

区画漁業権漁場連絡図(糸島(深江、加布里、船越))



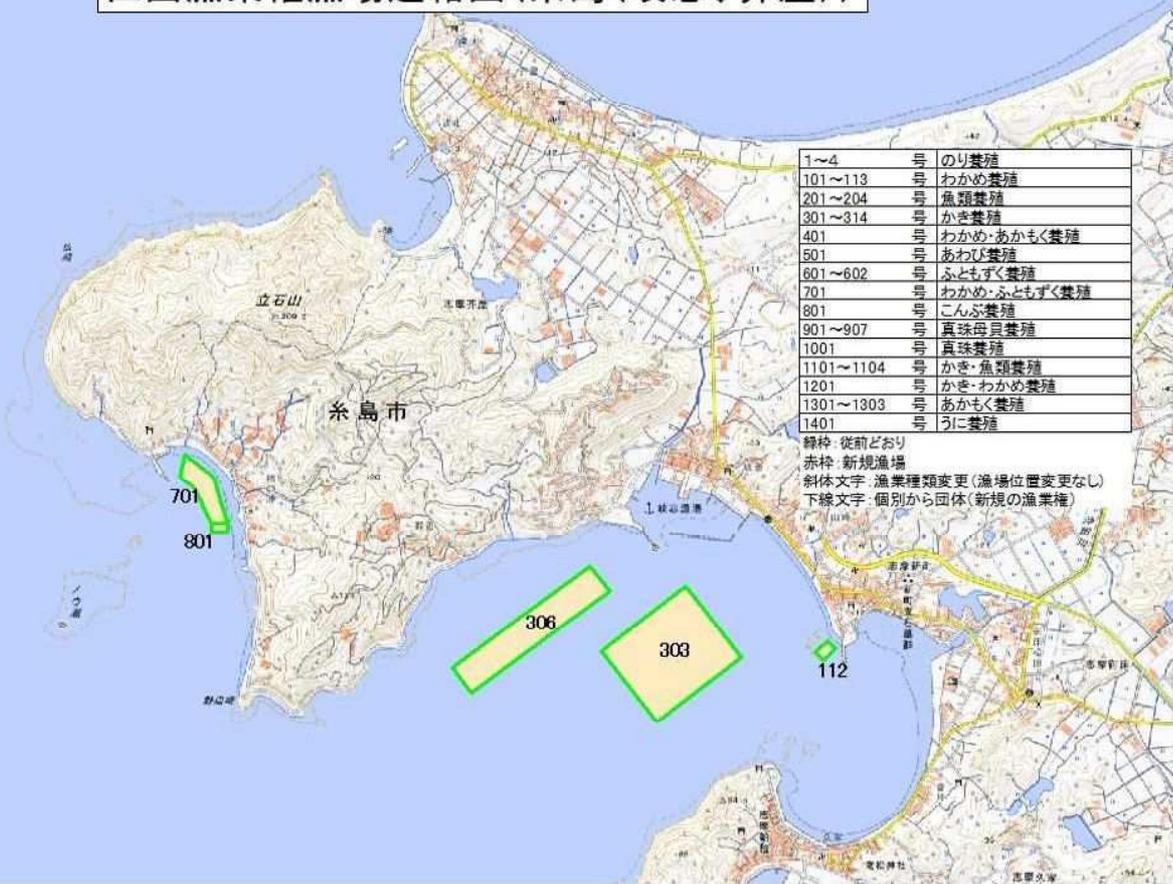
0 200メートル



1~4	号	のり養殖
101~113	号	わかめ養殖
201~204	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふともずく養殖
701	号	わかめ・ふともずく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1104	号	かき・魚類養殖
1201	号	かき・わかめ養殖
1301~1303	号	あかもく養殖
1401	号	うに養殖

緑枠: 従前どおり
赤枠: 新規漁場
斜体文字: 漁業種類変更(漁場位置変更なし)
下線文字: 個別から団体(新規の漁業権)

区画漁業権漁場連絡図(糸島(岐志、芥屋))



1~4	号	のり養殖
101~113	号	わかめ養殖
201~204	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふともずく養殖
701	号	わかめ・ふともずく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1104	号	かき・魚類養殖
1201	号	かき・わかめ養殖
1301~1303	号	あかもく養殖
1401	号	うに養殖

緑枠 従前どおり
赤枠 新規漁場
斜体文字 漁業種類変更(漁場位置変更なし)
下線文字 個別から団体(新規の漁業種)

区画漁業権漁場連絡図(糸島(姫島))



1~4	号	のり養殖
101~113	号	わかめ養殖
201~204	号	魚類養殖
301~314	号	かき養殖
401	号	わかめ・あかもく養殖
501	号	あわび養殖
601~602	号	ふともずく養殖
701	号	わかめ・ふともずく養殖
801	号	こんぶ養殖
901~907	号	真珠母貝養殖
1001	号	真珠養殖
1101~1104	号	かき・魚類養殖
1201	号	かき・わかめ養殖
1301~1303	号	あかもく養殖
1401	号	うに養殖

緑枠 従前どおり
赤枠 新規漁場
斜体文字 漁業種類変更(漁場位置変更なし)
下線文字 個別から団体(新規の漁業種)





区画漁業権漁場連絡図(宗像(鐘崎、大島、地島))



区画漁業権漁場連絡図(北九州市(脇之浦))



区画漁業権漁場連絡図(北九州市(大里))



(3) 定置漁業権

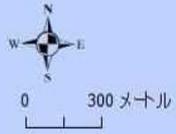
ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
筑定第1号	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	福岡市小呂島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 小呂島港西防波堤灯台 (イ)基点第7号から真方位302度26分 1,444メートルの点 (ロ)基点第7号から真方位344度08分 809メートルの点 (ハ)基点第7号から真方位313度11分 426メートルの点 (ニ)基点第7号から真方位282度24分 145メートルの点 (ホ)基点第7号から真方位220度44分 1,068メートルの点	なし	福岡市西区小呂島	個別漁業権	新規漁業権
筑定第2号	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	福岡市小呂島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 小呂島港西防波堤灯台 (イ)基点第7号から真方位22度06分 957メートルの点 (ロ)基点第7号から真方位49度50分 1,869メートルの点 (ハ)基点第7号から真方位81度57分 1,452メートルの点 (ニ)基点第7号から真方位36度51分 607メートルの点	なし	福岡市西区小呂島	個別漁業権	新規漁業権

イ 免許予定日 令和5年9月1日
 ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 エ 申請期間 令和5年6月14日から令和5年7月14日まで

定置漁業権連絡図(小呂島)



資 料 2

(22期16回筑前漁調委)

(令和5年4月18日)

4漁管第4937号

令和5年3月17日

筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福 岡 県 知 事
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県漁業調整規則の一部改正について (諮問)

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第119条第8項及び水産資源保護法
第4条第7項 (昭和26年法律第313号) の規定により、下記のことについて諮問します。

記

福岡県漁業調整規則 (令和2年福岡県規則第62号) の一部を次のとおり改正する。(別紙案のとおり)



福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和〇年〇月〇日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第〇号

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

福岡県漁業調整規則（令和二年福岡県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第一号、第八号、第十号、第十七号、第十八号及び第二十一号」を「第一号から第三号まで、第十号、第十二号、第十九号、第二十号及び第二十三号」に改め、第二十三号を第二十五号とし、第十五号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「第六号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「限る」を「限る。」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「第九号」を「第十一号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 一 あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）
- 二 なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）

第四条第二項及び第八条第一項中「第二号から第十九号」を「第四号から第二十一号」に改める。

第十五条第一項第一号中「第二十三号」を「第二十五号」に改める。

第二十一条第一項の表中「おちのり網漁業」を「あわび漁業、なまこ漁業、おちのり網漁業」に改める。

第三十八条第一項の表中第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第三十八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第二十四号から第三十八号」を「第二十二号から第三十六号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十八条の改正規定は、令和五年九月一日から施行する。

福岡県漁業調整規則改正理由及び改正内容

漁業管理課

【改正理由】

1 知事許可漁業（あわび漁業及びなまこ漁業）の追加（規則第4条、第8条、第15条、第21条）関係

福岡県の海面において、漁業権が設定されていない海面において、特定水産動植物であるあわび及びなまこを採捕する漁業を営むことができるよう、知事許可漁業としてあわび漁業及びなまこ漁業を規定するもの。

2 特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕禁止規定の整理（規則第38条関係）

漁業法などの一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正漁業法」という。）の施行により、組合員行使権や漁業の許可等に基づく場合を除いてあわび及びなまこの採捕は禁止された。これに伴い、福岡県漁業調整規則（以下「規則」という。）において定められたあわび及びなまこの採捕禁止期間は、実質的に漁業者のみにかかる規定となったが、漁業者に対する規制については、漁業権の免許内容や許可の条件等で規制することが望ましいため、令和5年9月1日に予定されている漁業権の一斉切り替えにあわせて、あわび及びなまこの採捕禁止期間については、規則から削除し、漁業権の免許内容等により規制する形に改めるもの。

【改正内容】

1 知事許可漁業（あわび漁業及びなまこ漁業）の追加（規則第4条）

（1）趣旨及び必要性

- ・令和2年12月1日に改正漁業法が施行されたことにより、漁業法第132条第1項において、特定水産動植物に、あわび及びなまこ等が指定され、これらの採捕は漁業権や漁業の許可等に基づく場合を除き、禁止。
- ・法改正後、一部の漁業者から、港湾整備等に伴って漁業権が放棄された区域（以下、「放棄区域」という。資料1～7）での、あわび及びなまこの採捕について質問があったが、県は漁業権に基づかない同魚種の採捕は違反である旨を指導。
- ・令和4年4月以降、漁業権の切替にむけた行使の確認を行った際、同様の意見が各所でなされ、その都度指導したが、確認を進めるにつれて、法改正以前は半ば自由漁業として行われていた実態が明らかとなり、県としても、除外区域でのあわび及びなまこの有効利用を図るためはあわび漁業及びなまこ漁業の知事許可漁業の創設を検討。
- ・本県は筑前海区、有明海区及び豊前海区を有し、それぞれに放棄区域が存在し、特に筑前海区の放棄区域ではあわび及びなまこ資源が定着していることを確認（資料8）。
- ・放棄区域では、令和2年の改正漁業法施行前まで、あわび、なまこを採捕する海士（海

女・あま）部会の自主規制として休漁期間や体長制限等を設け [資料 9]、漁業権漁場だけでなく放棄区域においてもこれら自主規制を遵守。なお、この間、港湾管理者とのトラブルの情報はない。

- このため、改正漁業法施行前の漁業実態に即するよう、あわび漁業及びなまこ漁業を新たに許可漁業の対象として規定し、従来の漁法である素潜りや磯見に限定したうえで水産資源の有効活用に努めるもの。
- 許可の制限措置としては、漁法は、素潜りや磯見に限定し、漁業時期は漁業権免許上で規定した期間とし、操業区域は放棄区域のうち、港湾管理者との協議が整った区域に限ることを検討中。

(2) 漁業調整上の支障

- 令和 4 年 12 月 6 日に隣県の佐賀県、山口県、大分県及び熊本県に規則改正の趣旨を説明し、各県了承。

(3) 水産資源の保護培養上の支障

- 福岡県のあわびは主に徒手採捕によって採捕されており、その漁獲量は平成 23 年から令和 2 年の 10 年間で 38 トンから 65 トンの範囲内で推移 [資料 10]。
- なまこは主に小型機船底びき網及び潜水器漁業によって採捕されており、令和元年以降の農林統計で約 140 トン前後で推移。[資料 10]。
- あわび、なまこを採捕する海士（海女）部会において、休漁などの自主規制を設けて資源保護に取り組むとのことであるため、引き続き水産資源の保護培養を図ることが可能。

2 許可又は起業の認可の申請に関する漁業の種類（規則第 8 条関係）

- あわび漁業及びなまこ漁業は必ずしも船舶を使用するとは限らず、また、漁法である磯見や素潜りは船舶の性能により漁獲能力が左右されないことから、対人・対船許可ではなく、対人許可と規定。

3 許可の有効期間（規則第 15 条関係）

- あわび漁業及びなまこ漁業の漁法は素潜りや磯見。
- その発達程度は今後大きく変動しないことや漁業調整上の問題も少ないことを勘案し、安定的な許可制度の運用や中長期的な経営を見据え、漁業生産力の発展につながるようにするため、許可の有効期間は 5 年。

4 資源管理の状況等の報告（規則第 21 条関係）

- あわび漁業及びなまこ漁業は、中型まき網漁業や小型機船底びき網漁業のように漁獲効率が強く資源に与える影響が大きい漁業種類ではないため、漁業者への負担を抑えるために、表中の「毎年の漁業時期終了の翌月末日まで」とする。

5 特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕禁止規定の整理（第 38 条関係）

- ・あわび、なまこの体長制限並びに禁止期間については、規則制定当初から規定されるが、残存する資料では規定した明確な理由は不明。
- ・しかしながら、11 月から 12 月は九州北部沿岸域におけるあわび類の産卵期、4 月から 9 月はなまこ類の産卵期及び夏眠期に該当するため、あわび類及びなまこ類の保護培養を図ることが目的と推察。（資料 11、12）
- ・改正漁業法の施行前は、漁業権の設定されていない海面での遊漁者によるあわび・なまこを制限するため、規則にて採捕禁止期間を規定。
- ・改正漁業法施行後、漁業法第 132 条の規定によりあわびやなまこ等が特定水産動植物に指定されたため、遊漁者等に対する制限を規則において規定する必要性なし。
- ・また、漁業者による採捕も、漁業権や漁業許可に基づくものに限定されたことから、漁業権の免許内容や許可制限措置等によって規定する方向で検討中。
- ・ついては、あわび、なまこの採捕禁止期間（あわび：11 月 1 日から 12 月 20 日まで、なまこ：4 月 1 日から 9 月 30 日まで）については、令和 5 年 9 月 1 日に予定されている漁業権の一斉切替に併せて規則の規定から除外。両魚種の採捕時期は漁業権の漁業の時期及び漁業許可の漁業時期にて制限する予定。

（1）漁業調整上の支障

- ・令和 4 年 12 月 6 日に隣県の佐賀県、山口県、大分県及び熊本県に規則改正の趣旨を説明し、各県了承。

（2）水産資源の保護培養上の支障

- ・本改正は規則上の採捕禁止期間を一部削除するものの、漁業権の免許内容や漁業許可の条件等で同様の規制を設けるため、水産資源保護培養上の支障なし。

6 所要の規定の見直し

- ・第 4 条第 1 項第 15 号括弧書き中の「限る」について、他の条文と平仄を合わせる観点から、句点を付して「限る。」に改める。

7 施行期日

（1）知事許可漁業（あわび漁業及びなまこ漁業）の追加（規則第 4 条、第 8 条、第 15 条第 21 条）関係

- ・本改正は、漁業権に基づかないあわび、なまこの採捕を知事許可で対応しようとするものであり、申請期間等の公示を速やかに行う必要があるため、公布日から施行する。

（2）特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕禁止規定の整理（第 38 条関係）

- ・本改正にあたっては、漁業権の切替えにあわせた対応が必要となるため、切替え後の漁業権の免許予定日である令和 5 年 9 月 1 日から施行することとする。

改正案	現行
<p>（知事による漁業の許可）</p> <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第一号から第三号まで、第十号、第十二号、第十九号、第二十号及び第二十三号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）</p> <p>三 なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>九 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業及び第十一号に掲げるげんしき網漁業を除く。）</p> <p>十〇十一 （略）</p> <p>十二 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業（第十四</p>	<p>（知事による漁業の許可）</p> <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第一号、第八号、第十号、第十七号、第十八号及び第二十一号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二〇六 （略）</p> <p>七 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業及び第九号に掲げるげんしき網漁業を除く。）</p> <p>八〇九 （略）</p> <p>十 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業（第十二号</p>

号に掲げるあんこう網漁業を除く。）

十三、十四 (略)

十五 小型いかつり漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用して釣り（いかをとることを目的とするものに限る。）により行う漁業

十六 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業（総トン数五トン以上四十トン未満の船舶を使用してまき網により行う漁業及び第八号に掲げる小型まき網漁業を除く。）

十七、二十五 (略)

2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第四号から第二十一号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第四号から第二十一号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

に掲げるあんこう網漁業を除く。）

十一、十二 (略)

十三 小型いかつり漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用して釣り（いかをとることを目的とするものに限る。）により行う漁業

十四 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業（総トン数五トン以上四十トン未満の船舶を使用してまき網により行う漁業及び第六号に掲げる小型まき網漁業を除く。）

十五、二十三 (略)

2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第二号から第十九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第二号から第十九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

改正案

現行

改正案		現行	
一〇六 (略)		一〇六 (略)	
2 (略)		2 (略)	
(許可の有効期間)		(許可の有効期間)	
<p>第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第二項(第一号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第二号から第二十五号までに掲げる漁業 五年</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p>		<p>第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第一項(第一号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第二号から第二十三号までに掲げる漁業 五年</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p>	
知事許可漁業の種類	期限	知事許可漁業の種類	期限
小型機船底びき網漁業、瀬戸内海 機船船びき網漁業及び中型まき網	翌月の末日まで	小型機船底びき網漁業、瀬戸内海 機船船びき網漁業及び中型まき網	翌月の末日まで

改正案			現行		
漁業	うなぎ稚魚漁業	翌月の十日まで	漁業	うなぎ稚魚漁業	翌月の十日まで
あわび漁業、なまこ漁業、おちのり網漁業、底びき網漁業、ごち網漁業、機船船びき網漁業、小型まき網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、げんしき網漁業、敷網漁業、集魚灯利用すくい網漁業、あんこう網漁業、小型いかつり漁業、しいらづけ漁業、空釣なわ漁業、延なわ漁業、かご漁業、たこつぼ漁業、潜水器漁業、地びき網漁業、小型定置網漁業、建干網漁業、及び簡易潜水器漁業	毎年 の漁業時期終了 の翌月末日まで		おちのり網漁業、底びき網漁業、ごち網漁業、機船船びき網漁業、小型まき網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、げんしき網漁業、敷網漁業、集魚灯利用すくい網漁業、あんこう網漁業、小型いかつり漁業、しいらづけ漁業、空釣なわ漁業、延なわ漁業、かご漁業、たこつぼ漁業、潜水器漁業、地びき網漁業、小型定置網漁業、建干網漁業、及び簡易潜水器漁業	毎年 の漁業時期終了 の翌月末日まで	
2 (略)			2 (略)		
第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。					
水産動物	禁止期間	禁止区域	水産動物	禁止期間	禁止区域
一〇十一(略)	(略)	(略)	一〇十一(略)	(略)	(略)

改正案				現行			
<p>2 第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は内水面において区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、前項の表の第一号、第二号及び第二十二号から第三十六号までの規定は適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	二十二～三十六 (略)	(略)	(略)	十二～二十一 (略)	(略)	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
<p>2 第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は内水面において区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、前項の表の第一号、第二号及び第二十四号から第三十八号までの規定は適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	十二 あわび(殻長 十センチメートル を超えるもの に限る。)	十一月一日か ら十二月二十 日まで	海面	海面
	二十四～三十八 (略)	(略)	(略)	十三～二十二 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	二十三 なまこ	四月一日から 九月三十日ま で	海面	海面

5漁管第133号
令和5年4月14日

筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
(漁 業 調 整 係)



令和5年上期土石採取計画変更について (協議)

このことについて、令和5年4月11日付け5港第17号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和5年上期土石採取計画変更について

変更前(R5上期当初)

単位:万m³

業者	採取場所	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場 外											合計		
				小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西		遠賀沖	小計
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画								0.80	2.00			7.20	10.00	10.00	
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画								0.72	1.80			6.48	9.00	9.00	
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画								0.93	0.93	21.00	21.00	3.73	47.59	47.59	
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.73	2.93	22.50	22.50	10.93	181.59	181.59	
			16.00	13.50	4.50	9.50	7.00	9.00	12.50	1.65	2.73	21.00	21.00	10.21	128.59	128.59	

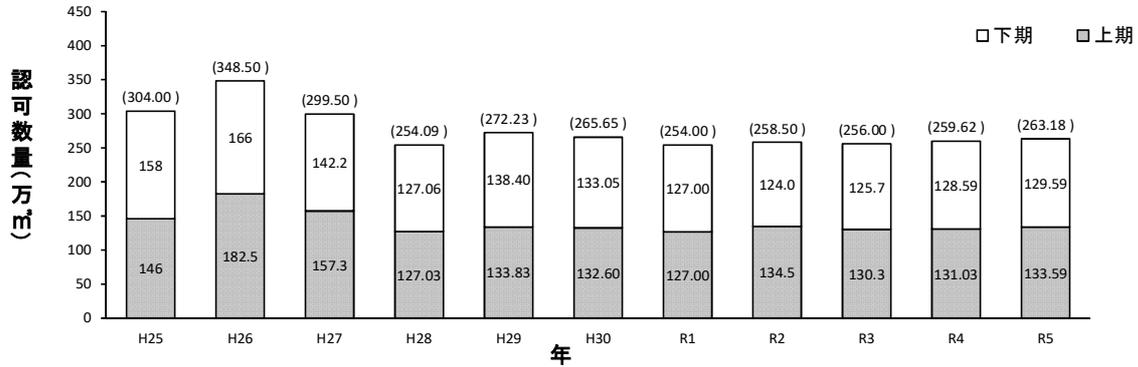


変更後

単位:万m³

業者	採取場所	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場 外											合計		
				小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西		遠賀沖	小計
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画	10.80	8.05	4.50	10.25	7.00	10.10	13.30	0.80	2.00			7.20	10.00	10.00	
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画								0.72	1.80			6.48	9.00	9.00	
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画								0.93	0.93	21.00	21.00	3.73	47.59	47.59	
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.73	2.93	22.50	22.50	10.93	181.59	181.59	
			16.80	14.05	4.50	10.25	7.00	10.10	13.30	1.65	2.73	21.00	21.00	10.21	132.59	132.59	

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



令和5年上期土石採取計画変更に係る関係漁業協同組合の同意状況

申請者	採取区域	同意書の添付（漁協・支所による同意書は●、漁業権管理委員会等の同意書は○）								
		糸島地区	福岡・粕屋地区			宗像地区	遠賀地区		北九州地区	
		糸島漁協	福岡市漁協		新宮相島漁協	宗像漁協	遠賀漁協	ひびき灘漁協	北九市漁協	ひびき灘漁協
福岡市漁協	博多湾漁業権管理委員会		新宮相島漁協	宗像漁協	筑共第14号漁業権管理委員会		響灘9ヶ浦漁業代表者協議会			
博多海砂採取協業組合	小呂南西	●	●	○	●					
	烏帽子北	●	●		●					
	小呂南東	●	●	○	●					
	長間礁北	●	●	○	●					
	栗ノ上	●	●	○	●	●				
	栗ノ上西	●	●	○	●	●				
	宗像				●	●	○			

5 港 第 1 7 号
令和 5 年 4 月 1 1 日

農林水産部水産局漁業管理課長 殿
(漁業調整係)

県土整備部港湾課長
(管理係)



令和 5 年上期土石採取計画変更について (協議)

このことについて、下記のとおり採取計画の変更認可申請がありましたので、変更認可数量について事前協議します。

記

申請者名	採取区域	原認可年月日	変更内容
博多海砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和 4 年 1 2 月 2 7 日 4 港砂第 3 4 号	採取する砂利の数量増加 100,000 m ³ →108,000 m ³
博多海砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和 4 年 1 2 月 2 7 日 4 港砂第 3 5 号	採取する砂利の数量増加 75,000 m ³ →80,500 m ³
博多海砂採取協業組合	長間礁北沖	令和 4 年 1 2 月 2 7 日 4 港砂第 3 7 号	採取する砂利の数量増加 95,000 m ³ →102,500 m ³
博多海砂採取協業組合	栗ノ上西沖	令和 4 年 1 2 月 2 7 日 4 港砂第 3 9 号	採取する砂利の数量増加 90,000 m ³ →101,000 m ³
博多海砂採取協業組合	宗像沖	令和 4 年 1 2 月 2 7 日 4 港砂第 4 0 号	採取する砂利の数量増加 125,000 m ³ →133,000 m ³

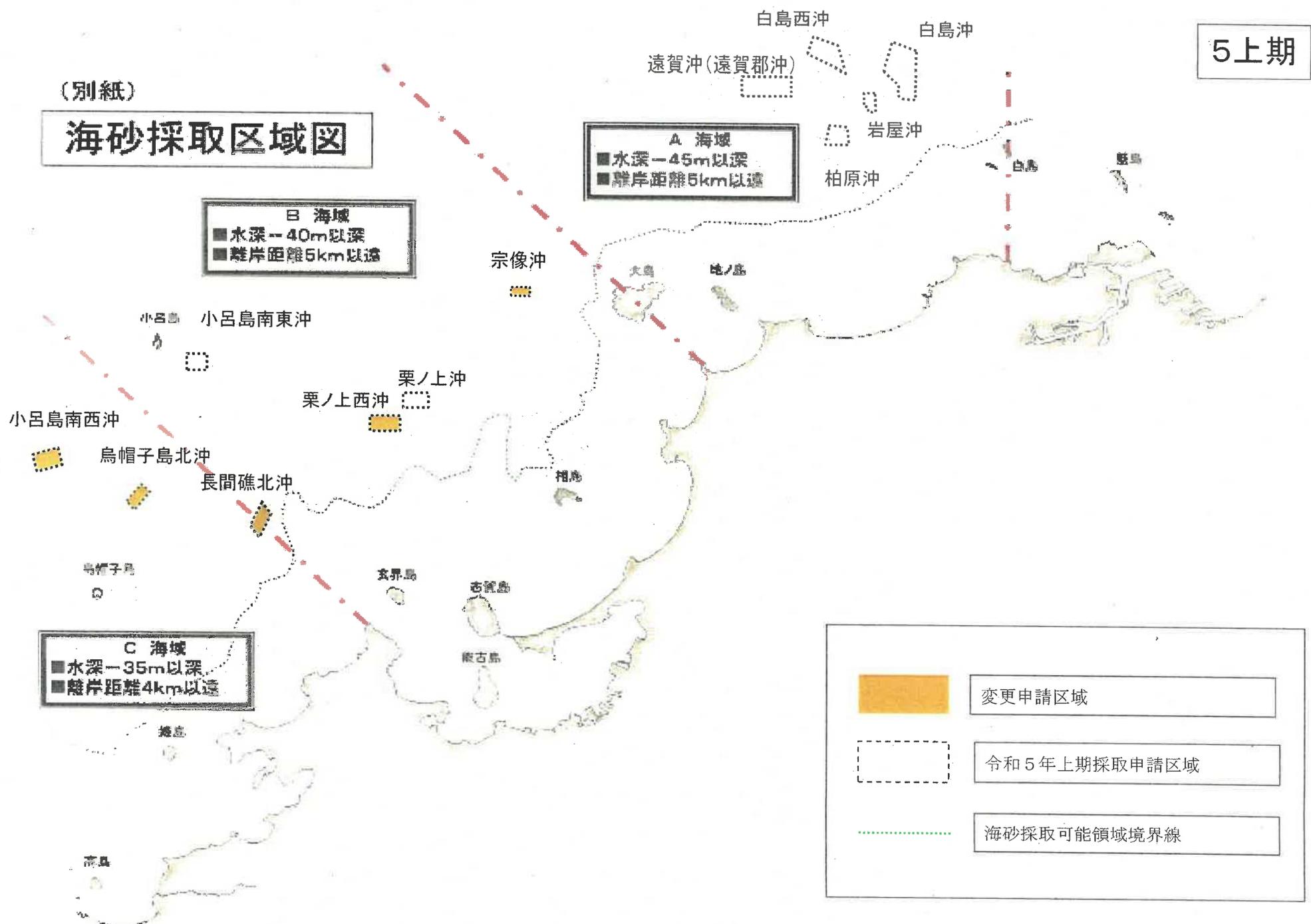
* 申請書類は別添のとおり

県土整備部港湾課
管理係 荒倉
内 線 4 5 5 6



(別紙)

海砂採取区域図



潜水器漁業の新規着業について

1. 申請者

北九州市漁業協同組合平松支所 組合員 1 名

2. 許可枠

潜水器漁業許可方針 1 (1) のうち、北九州地区 (旧平松) に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

許可枠	5 隻
現許可数	5 隻
廃業	△1 隻
今回申請	1 隻
合計	5 隻

3. 漁業を営む者の資格

潜水器漁業許可方針 1 (4) に定める内容について満たしている。

潜水器漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対して行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
北九州地区 (旧脇之浦)	19	北九州市若松区
<u>北九州地区</u> <u>(旧平松)</u>	<u>5</u>	<u>北九州市小倉北区</u>
北九州地区 (旧長浜)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧若松 (旧戸畑含む))	2	北九州市若松区
北九州地区 (旧大里)	3	北九州市門司区
北九州地区 (旧旧門司)	2	北九州市門司区
ひびき灘地区 (旧藍島)	34	北九州市小倉北区
ひびき灘地区 (旧岩屋 (組合自営))	2	北九州市若松区
ひびき灘地区 (旧脇田 (組合自営))	2	北九州市若松区
糸島地区 (旧野北 (組合自営))	2	糸島市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

別表のとおり

(4) 漁業を営む者の資格

- ・ 当該地区漁業権管理委員会の同意のある者
- ・ 潜水夫は、申請者本人又は同一家族の者若しくは同一漁業協同組合員で、潜水士免許の資格を有する者

2 潜水夫の人数制限（組合経営の場合は適用しない。）

許可船1隻当たりの潜水夫の人数は最高2名までとする。

3 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

4 条件

別表のとおり

5 申請書の添付書類等

(1) 個人経営の場合

- ① 申請一覧表
- ② 従事者名簿（様式1）
- ③ 本人及び従事者全員の住民票
- ④ 潜水夫の写真2枚（上半身 縦35mm、横25mm）
- ⑤ 潜水士免許保有の証明（免許証の写し）

※なお、令和2年11月30日現在において当該許可を受けている者のうち、潜水夫が潜水士免許を有しない場合は、⑤に替えて次の書類の提出でよいこととするが、当該取り扱いはその許可名義人1代限りとする。

- ・潜水士免許試験受験準備講習会の受講修了証の写し
- ・潜水作業（縄取り）特別講習会の受講修了証の写し

- ⑥ 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

(2) 漁業協同組合経営の場合

上記（1）の他、次に掲げる書類を提出すること

- ⑦ 漁業協同組合の定款
- ⑧ 水産業協同組合法第17条の要件を満たすことを証する書面

6 新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する措置

新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する許可については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

7 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、別途示す様式により毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和3年9月29日から施行する。

（別表の条件のうち、藍島支所、長浜支所の区域拡大、筑共第16, 19, 20号関係漁協・支所の区域表記変更、除外区域の包含）

（別表・様式略）

第22期第3回響灘連合海区漁業調整委員会

次 第

日時 令和5年3月23日(木) 14:00～

場所 小倉リーセントホテル 2階「福智の間」

1 開 会

2 挨拶

(1) 来 賓 (水産庁 九州漁業調整事務所)

(2) 会 長

3 議 題

第1号議案 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について

第2号議案 会長、副会長の互選について

第3号議案 その他

4 閉 会

山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書(案)

山口、福岡両県の沖合海域におけるいかつり漁業の操業調整について覚書を交わし、両県いかつり漁業者の円滑な操業を図ろうとするものである。

1 目的

この覚書は山口、福岡県における許可等の適用海域で操業するいかつり漁業者が、それぞれの漁業調整規則、委員会指示あるいは許可方針等の諸規制を遵守し、秩序ある操業を確立することを目的とする。

2 基線

この覚書に定める海域を表示する基線は、次のとおりとする。

(1) A 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒（日本測地系：北緯 34 度 2 分 26 秒、東経 130 度 48 分 5 秒）の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、B 線と交わる点（以下、「A 点」という。）以東の線

(2) B 線

福岡県宮若市犬鳴山山頂と福岡県宗像市地ノ島西端とを結ぶ線の延長線のうち、A 点以北の線

(3) C 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、A 点以西の線

(4) D 線

福岡県宗像市沖ノ島北端と長崎県対馬市長崎鼻とを結ぶ線のうち、E 線と交わる点（以下、「B 点」という。）以東の線

(5) E 線

次のイ、ロを結ぶ線の延長線のうち B 点以北の線

イ 長崎県対馬市対馬黒島灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の中間点

ロ 長崎県対馬市舌埼灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の中間点

3 許可等の適用海域

いかつり漁業の許可等にかかる両県知事の適用海域は、それぞれ次のとおりとする。ただし、両県適用海域が重複する海域は共通海域とし、4 の共通海域の取扱いに基づき処理するものとする。

(1) 山口県

A線、C線、D線及びE線の以東、以北の海域とする。ただし、福岡県宗像市沖ノ島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域を除く。

(2) 福岡県

A線及びB線の以西、以南の海域とする。

4 共通海域の取扱い

(1) 集魚灯に使用できる電球の総設備容量の上限は、45キロワットとする。ただし、山口県知事の許可を得た小型いかつり漁船がいかつり漁業の禁止区域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条別表第4のいか釣り漁業に係る禁止区域)以外の海域で操業する場合は、この限りではない。

(2) 山口、福岡両県のいかつり漁船の光力差により操業上の問題が生じた際は、両県は船間距離等の具体的な対策について誠意をもって協議を行うものとする。

(3) 取り締まりは両県で協調しながら行うものとし、その取り決めについては別途協議の上、定めるものとする。

5 有効期間

令和5年4月1日 令和6年3月31日

この覚書の有効期間は、~~令和4年4月1日から令和5年3月31日まで~~とする。

以上のとおり双方の意見の一致を見たので、本書2通を作成の上、両県でそれぞれ保有する。

令和5年3月23日

~~令和4年3月29日~~

山口県農林水産部水産振興課長

澁谷 賢司

~~中村 圭吾~~

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

上妻 智行

~~中原 亨~~

付 帯 事 項

令和5年3月23日

令和4年3月29日に締結された「山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書」4の共通海域の取扱い(3)に基づき、共通海域における漁業取り締まりに関する付帯事項として次のことを定める。

- 1 共通海域の取り締まりは、山口県及び福岡県が行う。
- 2 山口県及び福岡県の漁業者には、所属県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は所属県が処理する(事件引継を含む)。
- 3 山口、福岡以外の県の漁業者には、取り締まり県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は取り締まり県が処理する。
ただし、山口、福岡いずれかの県の許可を受けた漁業者には、許可県の関係法令を適用し、違反者は許可県が処理する(事件引継を含む)。

令和5年3月23日

~~令和4年3月29日~~

山口県農林水産部水産振興課長

澁谷 賢司

~~中村 圭吾~~

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

上妻 智行

~~中原 亨~~

第22期第2回福岡県連合海区漁業調整委員会次第

- 1 日 時 令和5年3月7日(火) 14時00分から

- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
福岡市博多区東公園7-7
電話 092-643-3557

- 3 議 題
 - (1) 福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)

資料1
 - (2) 個人情報保護法改正に伴う関係規程の整備について(協議)

資料2
 - (3) 海区漁業調整委員会公聴会規程の一部改正について(協議)

資料3
 - (4) その他

- 4 追 加 議 題
 - (1) 海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則の一部改正について(協議)

追加資料1

福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【概要】

- ・令和2年12月1日に漁業法(昭和24年法律第267号)が改正され、本県では法第14条第1項の規定に基づき「福岡県資源管理方針」を策定。
- ・現行の福岡県資源管理方針では、特定水産資源以外の水産資源について、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものと定められている。
- ・今回、特定水産資源以外の水産資源で、福岡県資源管理指針に記載されている9種及び、研究所により科学的なデータが蓄積されている4種について、具体的な資源管理方針を別紙に追加。

【資源管理方針（別紙）に追加された魚種】

- 資源管理指針に記載されている魚種 9種類
まだい、とらふぐ、けんさきいか、こういか、あわび、はまぐり、まだこ、さわら（豊前）、がざみ(有明海)
- 研究所により科学的なデータが蓄積されている魚種 4種
ぶり、ひらめ、さわら（筑前）、はも（豊前海）

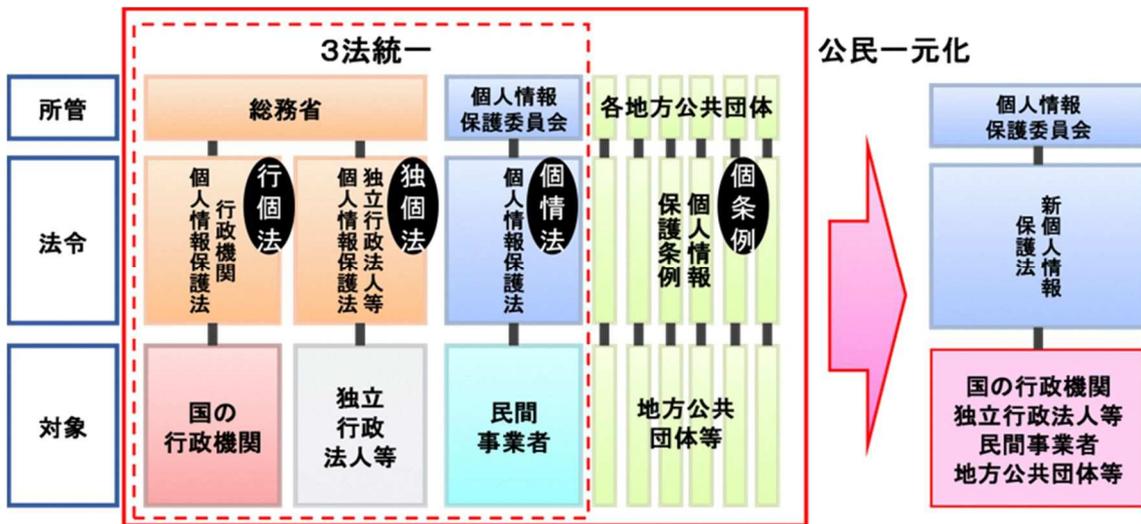
個人情報保護法※改正に伴う関係規程の整備について

1. 個人情報保護法の改正について

これまでの個人情報保護法制は、国においては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者のそれぞれを対象とした個人情報保護法が整備され、地方公共団体においては、各自治体で個人情報保護条例が制定されていた。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、3つの個人情報保護法が統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の個人情報保護法に基づき、令和5年4月1日から全国的な共通ルールが適用されることとなった。

イメージ図



2. 関係規程の整備

①福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（R5.4.1施行）

令和4年12月議会において可決成立（福岡県個人情報保護条例は今年度末で廃止）
 →海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）は、条例における実施機関*と規定されているため、委員会での手続き等は不要。

②海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程

③海区漁業調整委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

→知事の例によると規定する必要あり（今回協議）。

※個人情報保護法 正式名称は「個人情報の保護に関する法律」

※実施機関 県の機関（知事、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。）及び県が設立した地方独立行政法人（福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例第2条）

海区漁業調整委員会公聴会規程(新旧対照表)

現 行	改 正 後(案)
<p style="text-align: center;">海区漁業調整委員会公聴会規程</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(公聴会の記録)</p> <p>第13条 公聴会においては、その経過について次に掲げる事項を記録し、会長が署名押印する。</p> <p>(略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1～3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">海区漁業調整委員会公聴会規程</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(公聴会の記録)</p> <p>第13条 公聴会においては、その経過について次に掲げる事項を記録し、会長が署名又は記名押印する。</p> <p>(略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 この告示は、令和5年3月 日(公報掲載日)から施行する。</u></p>

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則（抜粋）

筑前海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会 規則第1号

福岡県豊前海区漁業調整委員会

（書記の設置）

第4条 事務局に書記を置く。

2 委員会の事務処理上必要があると認めるときは、書記を市町村に駐在させることができる。

（書記の職）

第5条 書記の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

事務局長	委員会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主幹（新設）	上司の命を受け、事務局の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、事務局長を補佐する。
企画主査	上司の命を受け、事務局長を補佐し、調査、計画立案等の事務を処理する。
指導主査（新設）	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし職員を指導する。
事務主査	上司の命を受け、事務を処理する。
技術主査	上司の命を受け、技術を処理する。
主任主事	上司の命に従い、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命に従い、事務に従事する。
主任技師	上司の命に従い、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命に従い、技術に従事する。

第42回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和5年3月14日（火） 13：30～

場 所：AP日本橋 Gルーム

（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント6階）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- （1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- （2）九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- （3）有明海ガザミに関する委員会指示について
- （4）その他
 - ①令和5年度資源管理関係予算について
 - ②その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 72 号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 6 月 1 日から日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により以下の規制を導入した。
- ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止。
- (2) 令和 4 年度は、上記③について、令和 4 年 6 月 25 日から 6 月 30 日及び令和 4 年 7 月 16 日～8 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。令和 4 年 9 月以降、大型魚の採捕は行われていたが、採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれが生じたことから、令和 5 年 2 月 15 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 5 年 4 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するもの。

2. 委員会指示第 72 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から 5 日以内に水産庁に報告（現行は 10 日以内）。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R5年 4～5月	6月	7月	8月	9月～12 月	R6年 1～3月
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※

※概ね 40 トンから全海区における令和5年4月1日から12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分（2.6トン）を差し引いた数量

- ・全海区における令和5年4月1日からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合:令和6年3月31日まで採捕を禁止する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) 指示の有効期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十二号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和五年三月十四日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、

直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

- (2) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

- (3) 日本海・九州西海域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

- (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 72 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 5 年 3 月 14 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 72 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、必要と認めた場合、当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

3. 上記 2 の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合は、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(案)の概要 (九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理関係)

1 承認制・届出制の実施

- ① 承認制対象船舶:総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船とする。
- ② 承認隻数の上限:県ごとに承認隻数の上限を定める。

〔県別承認隻数上限〕

県名	承認隻数上限
山口県	58隻
福岡県	86隻
佐賀県	22隻
長崎県	95隻
熊本県	1隻
広島県	9隻

- ③ 届出制対象船舶:総トン数5トン未満のとらふぐはえ縄漁船とする。

2 承認番号の表示

承認を受けた者にあつては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示する。

3 操業期間の制限

海域を5つに分け、海域及び漁法ごとに休漁期間を設定する。(別紙)

4 小型魚の再放流

全長30cm以下のとらふぐを採捕したときには再放流する。

5 漁獲成績報告書の提出

操業ごとに漁獲成績報告書を記入し、承認又は届出に基づき操業した期間(令和5年9月～令和6年4月)分をまとめて令和6年4月30日までに提出する。

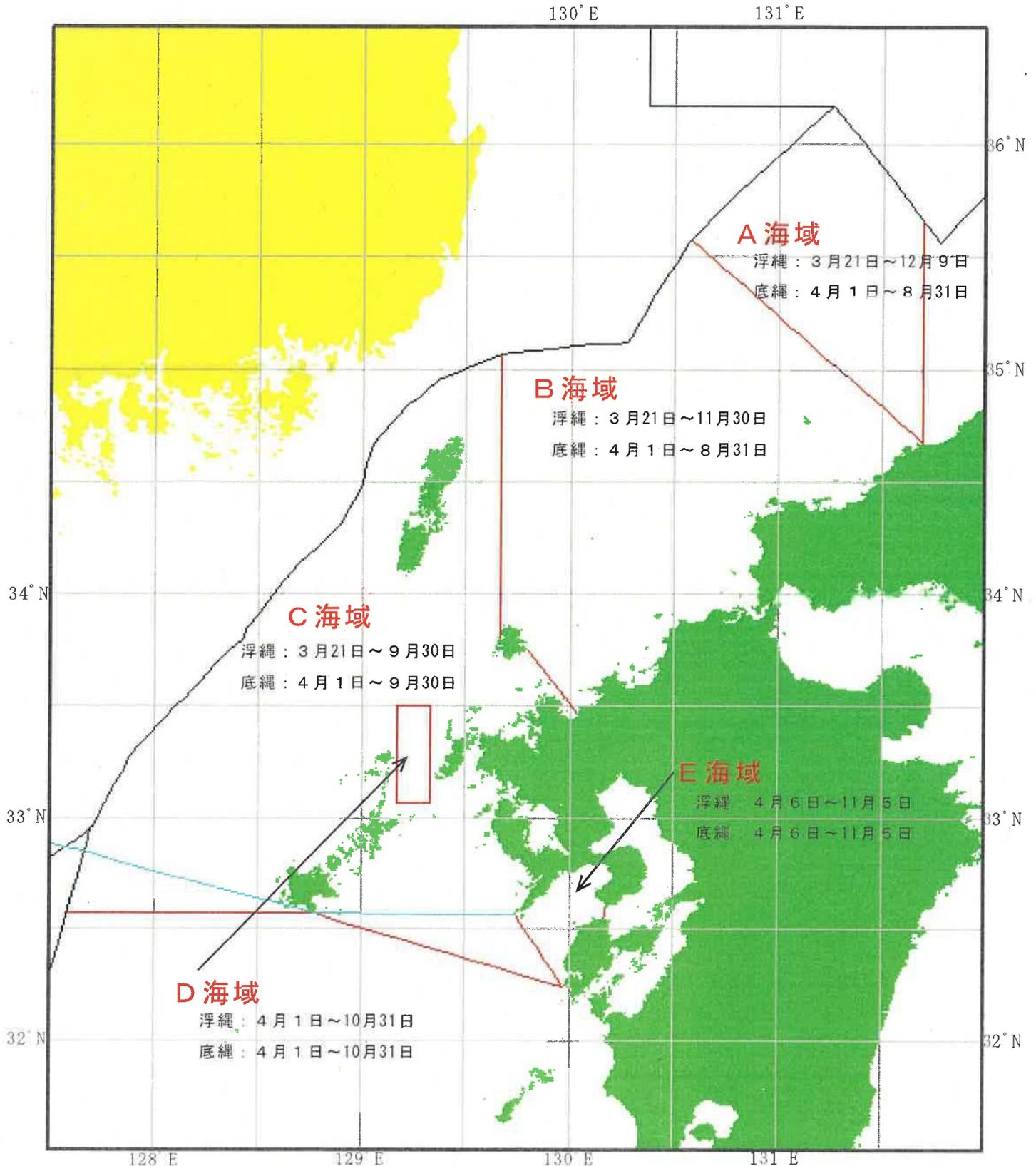
6 指示の有効期間

令和5年5月1日から令和6年5月31日まで

(注:承認又は届出に基づく操業期間は令和6年4月30日まで)

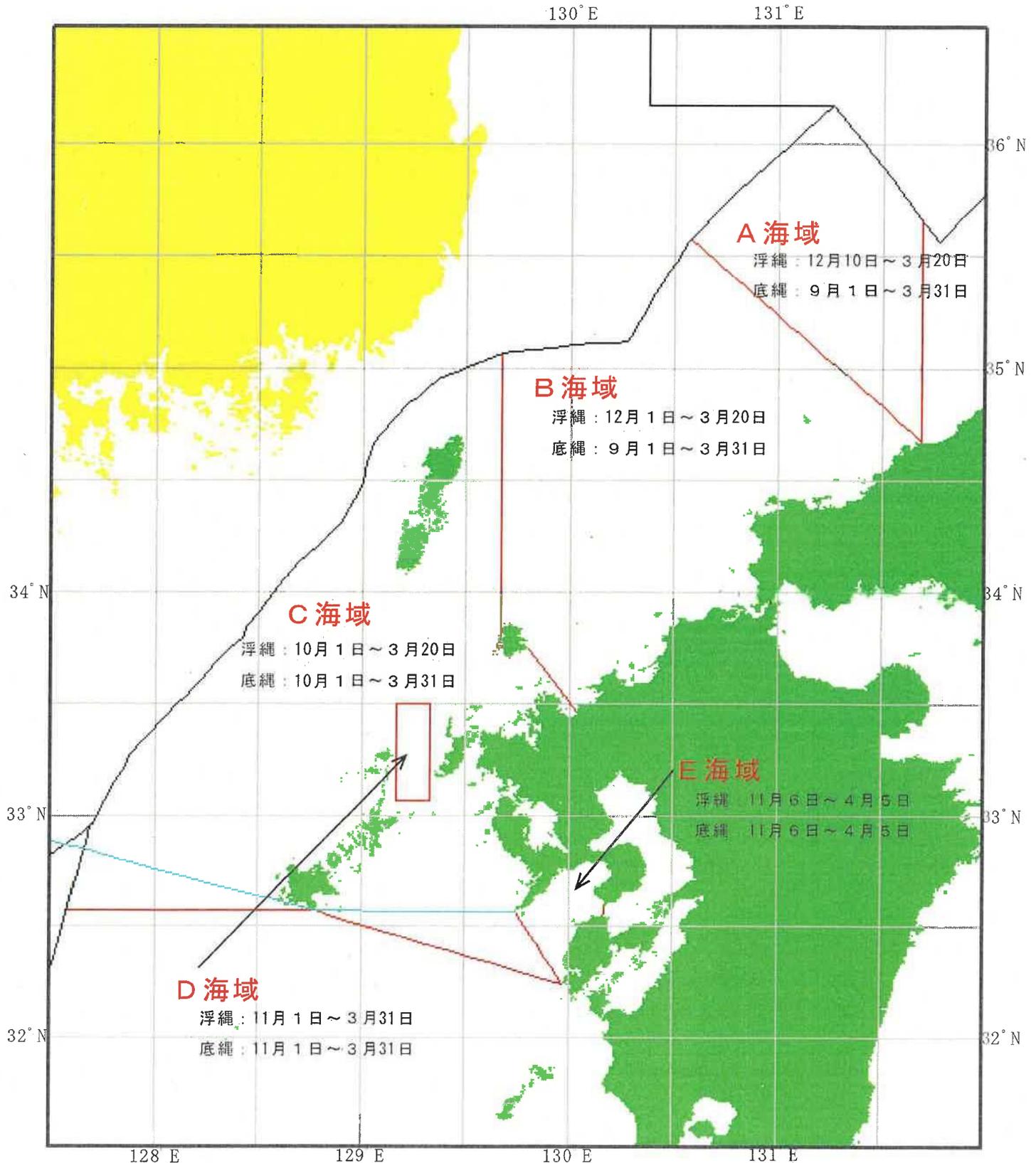
(概念図)

トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の休漁期間



(概念図)

トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の操業期間



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十三号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和五年三月十四日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 東経百三十一度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。
- (2) 「とらふぐはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業
- (3) 「浮縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法
- (4) 「底縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2 操業の承認

規制海域において、令和五年五月一日から令和六年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八隻
福岡県	八十六隻

佐賀県	二十二隻
長崎県	九十五隻
熊本県	一隻
広島県	九隻

4 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。
- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。

6 承認の取消

委員会は、2の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

7 操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8 操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

区域	漁法	期間
A海域 北緯三十四度四十分四十秒、東経百三十一度四十一分三十五秒の点から北西の線以東の海域	浮縄	令和五年五月一日から十二月九日まで及び令和六年三月二十一日から四月三十日まで
	底縄	令和五年五月一日から八月三十一日まで及び令和六年四月一日から四月三十日まで
B海域 次に掲げる線以東の規制海域。ただし、A海域を除く	浮縄	令和五年五月一日から十一月三十日まで及び令和六年三月二十一日から四月三十日まで

<p>く。</p> <p>一 東経百二十九度四十分の線と長崎県壱岐市湯本湾の最大高潮時海岸線との交点（次号において「A点」という。）から正北の線</p> <p>二 A点から長崎県壱岐市筒城崎に至る直線及び長崎県壱岐市筒城崎から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線</p>	底 縄	令和五年五月一日から八月三十一日まで及び令和六年四月一日から四月三十日まで
<p>C 海域 規制海域のうち、A海域、B海域、D海域、E海域を除く海域。</p>	浮 縄	令和五年五月一日から九月三十日まで及び令和六年三月二十一日から四月三十日まで
<p>D 海域 次に掲げる線によつて囲まれた海域。</p> <p>一 北緯三十三度四分の線</p> <p>二 北緯三十三度三十分の線</p> <p>三 東経百二十九度十分の線</p> <p>四 東経百二十九度二十分の線</p>	浮 縄	令和五年五月一日から十月三十一日まで及び令和六年四月一日から四月三十日まで
<p>E 海域 次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海域。</p> <p>一 長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線</p> <p>二 長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線</p> <p>三 長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線</p>	浮 縄	令和五年五月一日から十一月五日まで及び令和六年四月六日から四月三十日まで
	底 縄	令和五年五月一日から十一月五日まで及び令和六年四月六日から四月三十日まで

(表中の緯度・経度は日本測地系)

9 小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年五月一日から令和六年五月三十一日までとする。